

第 18 回「化学物質と環境に関する政策対話」

議事録

- 1 日時 令和 5 年 12 月 27 日(水) 13:00～15:03
- 2 場所 AP 東京八重洲 ルーム P (Zoom を用いたライブ配信併用)
(東京都中央区京橋 1-10-7 KPP 八重洲ビル 7 階)

3 出席者(敬称略)

学識経験者

- 浅利 美鈴 (大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所、
研究基盤国際センター 教授)
- 亀屋 隆志 (国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授)
- 五箇 公一 (国立環境研究所 生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室長)
- 村山 武彦 (東京工業大学 環境・社会理工学院 教授)

市民

- 有田 芳子 (主婦連合会 環境部長)
- 橘高 真佐美 (オフィス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 事務局長)
- 崎田 裕子 (ジャーナリスト・環境カウンセラー)
- 槌田 博 (特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事)
- 中下 裕子 (ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事)
- 中地 重晴 (熊本学園大学 教授)

労働団体

- 富田 珠代 (日本労働組合総連合会 総合政策推進局長)
- 森 裕樹 (日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長)

産業界

- 岩崎 雅彦 (一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物
質管理部会 副部長、日産自動車株式会社)
- 小田原 恭子 (住友化学株式会社 執行役員、生物環境科学研究所長)
- 西條 宏之 (日本石鹼洗剤工業会 専務理事)
- 須方 督夫 (一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事)
- 山田 春規 (アーティクルマネジメント協議会 運営委員長、ソニーグループ株式会社
品質マネジメント部 環境エキスパート)

行政

- 田中 晃 (神奈川県環境農政局環境部環境課 課長)

稲角 嘉彦 (厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長)
高村 亜紀子 (厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長補佐)
(安井委員代理)
照井 秀樹 (農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長補佐)
(清水委員代理)
神田 浩輝 (経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長補佐)
(水野委員代理)
吉川 圭子 (環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長)

事務局

神ノ田 昌博 (環境省 大臣官房 環境保健部長)
高木 恒輝 (環境省 大臣官房 環境保健部 水銀対策推進室長)
水谷 禎隆 (環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長補佐)

4 議題

- 準備会合でのご意見を受けた議題案について
- Global Framework on Chemicals の採択を受けた対応について

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、第 18 回化学物質と環境に関する政策対話を開催いたします。

まず、本政策対話の事務局である環境省神ノ田 昌博環境保健部長よりご挨拶致します。神ノ田部長よりお願いいたします。

(神ノ田部長)

どうも皆さまこんにちは。環境省環境保健部長の神ノ田と申します。本日は年の瀬の大変お忙しい中、化学物質と環境に関する政策対話にご参加いただき誠にありがとうございます。開会にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。

今回で 18 回目となります政策対話は、行政、産業界、民間団体、学术界など幅広いステークホルダーの皆さまと化学物質と環境に関する時どきのテーマにつきましてそれぞれの取り組みやお考えをもとに対話をし、相互理解を深めていくこと、そしてその成果を発信していくことを目的に開催しております。

ご案内の通り、今年は化学物質管理の国際的な取り組みについて大きな動きがありました。本年 9 月にドイツのボンで開催されました ICCM5 において SAICM の後継となる新たな枠組として Global Framework on Chemicals (GFC) が採択されております。この GFC は、環境、経済、社会、保健、農業、労働等の多様な分野で化学物質の製造から製品への使用、循環利用等を経て廃棄までのライフサイクルを通じた適正な管理を政府、政府間組織、市民社会、

産業界、学术界等の多様なステークホルダーによる自主的な取り組みで推進していこうとするものであります。SAICM から進展したポイントとしては、2030 年アジェンダ、SDGs への貢献が意識されていること、また進捗管理の仕組みが強化され、各ステークホルダーの役割が明示されたことが挙げられます。

GFC の採択を受けて、今後国内実施計画の策定に向けた検討を進めていく必要があります。政府や自治体などの行政的な取り組みにつきましては、関係省庁と協議、調整をしていくこととなりますが、各ステークホルダーの取り組みにつきましては、ぜひこの政策対話の場で弾込めをしていただきたいと思いますと考えております。本日はそのキックオフとなる大変重要な会議となります。それぞれのステークホルダーが化学物質管理にどのように取り組むべきか、現状や課題を共有していただき、相互連携の可能性などについて議論を深めていただくようお願いいたします。

本日まで参加の皆さまは、それぞれ立場は異なっておりますが、適正な化学物質管理により環境を守っていかねばならないという問題意識を共有できていると思っております。ぜひ第三者的な評論ではなく、それぞれの立場からの取り組みを一人称で語っていただき、相互の理解を深めていただければと存じます。限られた時間ではありますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

神ノ田部長ありがとうございました。それでは、今回から新たにご参加いただくメンバーのご紹介をさせていただきます。委員の皆さまは、お手元の座席表と参考資料1の設置要綱の2ページ目をご参照ください。委員交代に伴い、設置要綱の別紙「構成メンバー」を修正させていただきます。それではご紹介させていただきます。

今回より、学識経験者として、国立環境研究所の五箇 公一様に本日はオンラインでご参加いただいております。

続きまして、労働団体として、日本化学エネルギー産業労働組合連合会より森 裕樹様にご参加いただいております。

また、産業界として、日本自動車工業会より岩崎 雅彦様に本日はオンラインでご参加いただいております。

同じく、産業界として、アーティクルマネジメント協議会より山田 春規様に本日はオンラインでご参加いただいております。

続きまして、行政として、神奈川県環境農政局より田中 晃様に本日はオンラインでご参加いただいております。

また、行政として、厚生労働省より稲角 嘉彦様にご参加いただいております。

同じく行政として、環境省より吉川 圭子環境安全課長が参加しております。

また、代理出席の皆さまにつきましてご紹介いたします。

経済産業省 水野 良彦様の代理として神田 浩輝様にご参加いただいております。

また、厚生労働省 安井 省侍郎様の代理として高村 亜紀子様にご参加いただいております。

また、農林水産省 清水 浩太郎様の代理として照井 秀樹様にご参加いただいております。

事務局は、環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課と一般社団法人環境情報科学センターでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。委員・関係者の皆さまはお手元の資料をご確認ください。資料 1「準備会合での御意見を受けた議題案」、資料 2「Global Framework on Chemicals の概要」、資料 3「個別課題 (Issues of Concern) の動向 (PFAS、水銀等)」、資料 4「サーキュラーエコノミーと DPP」、参考資料 1「化学物質と環境に関する政策対話 設置要綱」、参考資料 2「第 17 回化学物質と環境に関する政策対話 議事録」、参考資料 3「PFAS に関する今後の対応の方向性」、参考資料 4「PFOS、PFOA に関する Q&A 集」以上をお配りしております。過不足等がございましたら事務局にお知らせ下さい。

ここで、一般傍聴の皆さまにお願いでございます。議事の間はスライドのスクリーンショット、ボイスレコーダーでの録音はお控えいただきますようお願いいたします。議事録につきましては、後日環境省ホームページにて公開する予定です。

また、会場にてご参加いただいている皆さまには紙のアンケートをお配りしております。ウェブ参加の皆さまにつきましては、ご覧いただいている配信画面から退出いただく際に、アンケートの画面が表示されます。議事の都合上、一般傍聴の皆さまからご意見を頂戴する時間が取れませんので、ぜひアンケートに本日のご感想など記入いただけますと幸いです。

それでは次に、本日の議事の概要をご紹介します。

本日は、「準備会合でのご意見を受けた議題案について」と「Global Framework on Chemicals の採択を受けた対応について」を議題としてご議論をいただきます。

意見交換の場として、ぜひとも個人的なお考えも含めまして、活発なご発言をお願いします。

それでは、この後の議事進行を座長の亀屋様をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(亀屋座長)

皆さまこんにちは、亀屋でございます。前回の政策対話は村山先生に議事進行をお願いいたしましたので、今回は当番で私、亀屋が担当させていただきます。今日も内容的には非常に盛りだくさんになるのではないかと思いますので、ご出席の皆さまのスムーズな議事進行へのご理解ご協力を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事の 1 つ目に入らせていただきます。「準備会合でのご意見を受けた議題案について」ご議論いただきます。まずは事務局より資料 1 のご説明をよろしくお願いいたします。

(環境省)

それでは資料 1 に沿って「準備会合でのご意見を受けた議題案について」ご説明させていただきます。第 18 回政策対話の開催に先立ちまして、準備会合を開催させていただき、またご欠席でした 3 名の委員の方には後日追加意見を議論の共有とともに伺いました。その結果、まず事務局からご提案しておりました **Global Framework on Chemicals (GFC)** を議題とすることについては概ねご異議なしということでございましたが、この中でどういったものを扱っていくかという部分については様々なご意見をいただいたと認識しております。特にご意見があったのが GFC の単なる概要ではなくて、これまでの SAICM の進捗、そこからの進展、特徴は何なのかというところをもう少し明らかにすることと、それからステークホルダーの拡大ということも課題なわけですが、そういった拡大の範囲とか、関係主体として誰が主語で何をやるのかといったところの特定、それにリスクコミュニケーションですとか人材育成、この辺も GFC の中で課題として掲げられているわけですが、そういったあたりに関心が高いというお話。それからライフサイクルを通じての管理ということが謳われているわけですが、日本では何がそれについて課題になるのか。それからサーキュラーエコノミーの取り組みとの関係性、デジタル製品パスポートなどに絡めての動きといったあたりも関心事としてご指摘をいただきました。また、個別の課題として PFAS それから **New Approach Methodologies (NAMs)** とよばれる動物福祉の観点等から開発されている新たな試験方法の採用、それに有害な農薬などの GFC の中でも **Issues of Concern** として扱われているような事項についてやはり関心が高いというご意見をいただいております。また、この GFC に絡まない事項としてプラスチック条約の検討状況とか、エコチル調査についてもご関心があるというご意見をいただきました。

非常に関心事といいますか議題に取り上げたい事項が多岐にわたるというあたりで、議論の時間をしっかりとることも重要なのかと思ひまして、今回と 2 月でこの辺の関心事を 2 回に分けて取り扱っていくことになるのかと思っております。まず今回は **Global Framework on Chemicals (GFC)** の採択を受けた対応に係る意見交換を大きなテーマとさせていただき、その中で話題提供のテーマとして、SAICM から GFC への変更点についての補足説明、それから個別課題 **Issues of Concern** の動向としてご指摘の多かった PFAS ですとかその他の有害物質についての動向についての情報共有、そして、サーキュラーエコノミーとデジタル製品パスポートについては浅利委員の方から準備会合で関わっておられる事項があるという話がございますので、話題提供をお願いしたところ快くお受けいただきましたので、最近のそういった研究での動向についてもお話いただくということを考えております。そうした話題提供を踏まえた上で、今後 **Global Framework on Chemicals (GFC)** の国内実施計画の検討をしていくにあたってのステークホルダーの範囲をどう考えていくのかですとか、リスクコミュニケーション等をどう取り組んでいくか、またそれぞれの参加者が今回の GFC は以前の SAICM よりもより主語が明確にされている部分があるのですが、それぞれ国内ではどういった取り組みが各主体においてされているのか、そういった事項について情報共有いただき、視点や相互の関心事についてのフリーディスカッションをということで本日議論を進めさせていただいてはどうかと考えています。特に議

論の焦点と考えられますのが、各主体のアクションの現状、今後協力を求めていくべきステークホルダーの範囲、それにサーキュラーエコノミーなど他分野との取り組みとの連携の可能性、化学物質の管理の観点から打ち込むべき事項は何か、国内外の懸念、課題に対する各主体の取り組み状況に問題意識、こういったあたりが 1 つ議論の論点として考えられると思っております。以上、事務局からの議題案のご説明でございます。

(亀屋座長)

ありがとうございます。まず、このご説明いただきました議題案までということでございますけれども、先日の準備会合の意見をうまくまとめていただいたと理解しております。皆さまからご意見いただきたいと思います。現地参加の皆さまにつきましてはご発言の際にネームプレートを立てていただきまして、オンライン参加の皆さまにつきましては挙手ボタンを押していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

そうしましたらこの議題案で、今日進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速その議題の中身の方に入りたいと思っております。議事の 2 番ということになりますけれども「Global Framework on Chemicals の採択を受けた対応について」の話題提供に参りたいと思っております。まずは、GFC の概要および SAICM から GFC への変更点についてということでお話をいただきたいと思います。事務局から資料 2 の方になりますでしょうか。説明をお願いいたします。

(環境省)

皆さまこんにちは。環境省環境保健部の高木でございます。ちょうど ICCM5 に交渉官として出席しておりました。この資料 2 につきまして説明させていただきます。座って失礼いたします。

ではお手元の資料 2 をご覧ください。「Global Framework on Chemicals の概要」というものでございます。準備会合の際の先ほど説明ありましたとおり、そのご指摘を踏まえまして、これまでの SAICM から GFC へのという流れについて、少し分かりやすい形でスライドにまとめさせていただきましたところを最初説明させていただきます。

3 ページのところでございますが、まず SAICM というものが 2006 年の第 1 回 ICCM 国際化学物質管理会議において採択されました。こちらにつきましては、「2020 年までに化学物質が人の健康や環境への影響を最小化する方法で生産・使用されるようにする」という 2020 年目標を達成するための国際的なアプローチ、自主的な取り組みとして設定されたものでございます。なので、この SAICM というのは 2020 年までの枠組みでしたというところを念頭においていただければと思います。

続いて 4 ページです。SAICM でどのようなものを扱ってきたかといいますと、その進行管理は国際化学物質管理会議 ICCM1 で採択された後、第 2 回 ICCM2 以降に新規政策課題その他懸念課題の取扱いについて議論を行ってきておりまして、この以下で示しておりますよう

な、塗料中鉛ですとか製品中化学物質ですとか、特にまだ条約等で対処されていないけれども何か人の健康に著しい悪影響を与える可能性のある国際的に対処していくべき課題としてこういったものがピックアップされまして、そうしたものについて各ステークホルダーで連携して取り組んでいくという流れでありました。

続いて 5 ページです。SAICM の実施の支援のプログラムというのもいくつかございまして、それについてさまざまなキャパシティビルディング実施能力の向上ですとか、そういったものについて資金が扱われてきたというところもございまして。国内においてはどうかであったかといいますと、SAICM の国内実施計画というものを策定しまして、その後その進捗状況の点検さらには総括という形で進んでおりました。この SAICM 自体がさまざまな主体が関与して行う取り組みというところでもございましたので、ここの政策対話という場を活用させていただきまして、幅広いご意見をいただきながら実施計画を 2012 年に策定しまして、その進捗状況については 2015 年に点検を行い、さらに 2020 年に最終的な進捗の結果を公表、また事務局への提出というものをやったというのがこれまでの流れでございます。

続いて 7、8 ページにつきましては、これはこちらの政策対話の中で議論をまとめていったもので、最終的に関係省庁連絡会議において策定された点検結果についての概要をまとめたものでございます。7 ページのものについては、国による取り組みの点検結果の概要として重点項目を 5 つにまとめて、それぞれの実施した内容をまとめました。

また 8 ページにつきましては、国以外、地方公共団体また市民団体・消費者団体、そして業界団体・労働団体それぞれについての取り組みもまとめられております。これらについてはすべてホームページにて公表されております。

9 ページに行ってくださいまして、これまでの SAICM の評価というところでスライドを作っておりますけれども、この ICCM5 に向けてこれまでの関連報告書ですとかアンケート調査を踏まえました進捗のレポートというのが事務局から公表されておりました。このレポートにおいては、まず 2020 年目標が 2 つであったということが言及されつつも、それぞれの SAICM の目標 A から E というものがありました、それぞれについての進捗状況の評価ですとか、また成功した点、課題であった点、改善点というのをまとめております。また SAICM の成功に関しましては、1 つは多様な主体部門、マルチセクター、マルチステークホルダーによる自主的な枠組みであるということによって、多様な参加取り組みがなされたということですので、さまざまな資金プログラム、そういったものも成功した部分でしたけれども、課題・改善点としましては、実施者のリソースの不足ですとか、産業界の参加が限定的な部分が見られたところ、また途上国先進国のギャップ、また指標の不足ですとか、進捗評価についてのデータが不足している、またフォーカルポイントと地域ですとか国ですとかを取りまとめるところの実施能力が不足しており、各セクターの連携が不十分であったということも課題として挙げられました。また並行したものとしまして、「Global Chemicals Outlook II」というのが UNEP から 2019 年に出されましたけれども、これにおきましても SAICM の 2020 年目標を達成するのは困難であって、新たな野心的な世界行動が緊急的に必要というところで提言がされたところでございます。

続いて 11 ページ以降の次期枠組みに係る議論というところに進ませていただきます。これまでの SAICM の実施状況、またその結果ですとかその評価に基づいて、新たな枠組みというのをどのように設定するべきかがこの後の話になります。12 ページです。この 2015 年に ICCM4 が行われまして、そこで次期枠組み、2020 年以降の新たな枠組みを検討するための会期間プロセスの開始を決定いたしました。ICCM5 にかけて新たな枠組みを議論していこうという内容でしたけれども、一方でコロナウイルスの問題が起きました関係で、一旦作業がストップしておりましたが、2022 年から本格的に再開しまして、第 4 回会期間会合というのをルーマニア、ケニア、ドイツと 3 回行いまして、最終的に第 5 回化学物質管理会議 ICCM5 において新たな枠組みを採択したというのが流れとなります。

13 ページです。こちらについてはその会期間プロセスの最後のドイツのプロセスは、ICCM5 の前日前々日に行われまして、新たな枠組み文書の最終化を様々進めたと、その内容を引き継いで ICCM5 にて枠組み文書の最終化に至り、ハイレベルセグメントにおいてハイレベル宣言もなされましたというところになります。この ICCM5 に集められたハイレベルの方々で宣言されたのがボン宣言というものでございまして、こちらにつきましてはこの新しい枠組み GFC の実施にあたって、いろいろなコミットメント、決意表明というものをなしているもので、各分野についてのここで挙げられているようなコミットメントを決意表明しているというものでございます。

続いて 15 ページです。ではどのようなものが決まったかというところでは、ICCM5 において決まりました新たな枠組みというものが、この名称で言いますと「Global Framework on Chemicals」、GFC と略しておりますけれども、新しい化学物質の適正管理に関して、また SAICM と同様な形で多様な分野また多様な主体においてライフサイクルを通じて管理する枠組みというものとして、この「Global Framework on Chemicals」というものが最終的に採択されました。その中においては、5 つの戦略目的ですとか、またそれを実現するための個別ターゲット、28 のターゲットも設定されまして、また実施にあたってのメカニズムですとか、懸念課題の特定、能力形成方法も設定されました。また資金についての統合的アプローチですとか、SAICM の時に課題であった進捗報告の仕組み、測定枠組みというものを設置していくというところで設定されております。

次の 16 ページにおきましては、SAICM と GFC というところでございまして、どういうところが違っているのかというのは、いろいろなところからご質問を受けるところでございまして、まず前提として上に書いてありますように、まず SAICM というのが 2020 年までの枠組みとして決められていたものであって、GFC というのはその以降の化学物質管理、国際化学物質管理のための新たな枠組みとして新規に設定されたものであるというところでございまして、特にこの 2020 年目標の未達を受けまして、SAICM の理念構造を基本的には継承しつつも、さらにこの国際化学物質管理に関する課題に野心的に対応していくために戦略目標ですとかターゲットの設定が全体的に更新されております。この下の表を少し説明しますと、基本構造は同じでして、このマルチセクター・マルチステークホルダーによるライフサイクルを通じた化学物質管理に関する実質的な枠組みというところでございます。戦略目的というのは、A から E とい

う数は同じですが、項目として新しくなっておりましてターゲットが新しく 28 定められております。これについては後ほど説明いたします。また懸念課題というものについても、次回の国際会議（名称不明）とスライドの中ではありますが、次の国際会議が ICCM6 と呼ばれるのか、また新しい名称になるのかというのはまだちょっと不明でございますのでこういう形で記載しております。次回のこの国際会議におきまして、新規の懸念課題の採択を見込んでおりますが、当面は SAICM で実施しておりました新規政策課題、その他懸念課題、この左にリストしてあるものについて継続的に実施していくこととしております。また進捗報告としまして、これは SAICM の課題を受けて改善しようとしているものでございまして、SAICM の中で各主体の進捗報告率の低迷という問題がありましたので、オンラインツールを導入し、また進捗を可視化していくという仕組みを導入していくというのがこの GFC で新しく加えたところでありまして、これは日本からの提案によって盛り込まれたものでございます。

続いて 17 ページは GFC の構成というところとなっております。この 1 から 12 までありますけれども、かいつまんで説明させていただきます。

まず 18 ページにつきましては、序文としまして、GFC の背景また目的が記載されていますが、真ん中下にあるように「環境と人の健康を保護するために化学物質と廃棄物による害を防止し最小化することを目的としている」というものでございまして、他の枠組み等の連携についても記載しているところです。

次のページにはビジョンを設定しております。「安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物による悪影響から解放された地球」というのをビジョンとしています。

また対象範囲ですけれども、GFC がカバーする範囲というのは「化学物質のライフサイクル全体」であります。全体というのはつまり、製造からまた廃棄物段階も含むというところでございます。下の表で言いますように、廃棄物の中でも有害物質の廃棄物管理ですとか、そういったものは化学物質のライフサイクル全体の管理という観点で対象になります。また GFC というのがマルチステークホルダー・マルチセクターの枠組みである旨を定めておりまして、特にここで記載してありますように、環境、保健、農業、労働といった化学物質のライフサイクルに関わる主体全ての関与というものを求めていくものです。

21、22 ページにつきましては、こういった GFC のベースとなるような国際的な原則、宣言、アプローチ、そういったものを記載しています。

23 ページに移りまして、戦略目的とターゲットでございます。ここで GFC の大きな中身としまして 5 つの戦略目的、またそれに紐づく 28 のターゲットというものがございますのでここを説明させていただきます。

戦略目的 A と言いますのは、化学物質廃棄物の管理のための法的な枠組みですとか、組織メカニズム、そういったものを実装していくというものでございまして、24 ページに A1 から A7 までの具体的なターゲットが定められています。こちらについてそれぞれのターゲットで意識されたのは、年限を明確にすること、また誰が何をいつまでにやるのかというのをそれぞれ明確にするように記載しております。年限につきましては、SDGs の目標ですとかと合わせまして

2030年というものを基本にしつつも、2030年ですと少し余裕がないようなところにつきましては2035年ということで設定しておりますので、2030年までにといいのと2035年までにといいのが混在しています。

また戦略目標 B につきましては、データ、情報ですとかの生成や公開アクセスに関するものでして、それぞれのバリューチェーンにわたるデータですとか、化学物質の特性ですとか、有害性ですとか、またモニタリングに関してのデータ、そういったものを生成し公開していくというような目標が掲げられております。

また戦略目標 C につきましては、懸念課題の特定・優先化・対応というところでございまして、先ほどから説明しております懸念課題を特定していく、またそれについて実施、作業プログラムを策定していくというものです。

また 25 ページに行っていただきまして、戦略目標 D につきましては、この製品のチェーンの中での安全な代替ですとか、革新的・持続可能な解決策の実装というところで、特に企業ですとか、民間部門、そういったところでの求められる役割についてこうしたところで多く記載しておりますし、またどうそれに対して政府がサポートしていくか、どのようなターゲットかも合わせて設定されております。

また戦略目標 E につきましては、リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等というところで、これは資金も含めましてこういった GFC の実行に必要なリソースをどのように確保していくか、またパートナーシップをどう強化していくか、そういった形のターゲットがここに記載されているところです。

以上が 5 つの戦略目的、また 28 のターゲットというところでございまして、このあたりが特に国内で実施計画を考える際にも肝となっている部分と思っております。

続きまして、実施支援メカニズムというところで、こういった GFC の実施を支援するための様々なメカニズムも定められておりまして、ここで例えば国内の実施においては、国内フォーカルポイントの設置から、国レベルの取り組みのために国内実施計画を策定というところで、まさにこれからこの場でも議論していくところと思っております。

続きまして、27 ページの懸念課題になります。懸念課題の定義としましては「一般的には認識されておらず、また条約等で十分に対応されてはいませんが、潜在的な懸念となる、また人の健康環境に悪影響を及ぼしうるもの」としてその課題を定めまして、その課題に対応するプログラムというのをこの GFC の枠組みの中で定めていき、実際に懸念課題の解決のための取り組みを進めていくというスキームでございます。これにつきましては次の国際会議におきまして、どこからでも提案が出せますけれども、その懸念課題として出された提案について審議して、懸念課題として意思決定をしていくと、次の国際会議においてその懸念課題が確定しましたら、合わせて設定する作業方針に基づいて、各主体が取り組みを進めていくという流れになっております。

29 ページについては能力形成というところでございまして、この同じように国際会議 ICCM は能力形成や相互合意に基づく技術移転を支援するための能力形成戦略というものを策定し

ていくと、特に途上国ですとかそういったところにおいてこの GFC の実行において必要な支援ですとか、能力形成の様々な助けをしていくというところがこの 29 ページになります。

また加えまして 30 ページ、資金的配慮としまして、この GFC のターゲット達成において、必要な資源をいかに確保していくかというところになりますけれども、統合的アプローチというものをとりまして、まずはこの化学物質・廃棄物の適正管理というものの主流化ですとか、民間部門の関与を促していく、また加えまして GFC ファンドというものを専用外部資金として設けまして、この GFC の達成に必要なものに対して支援をしていくことになっております。

また続きまして、組織的アレンジメントというところで、すいませんこちよっと ICCM が残っていましたが、次の国際会議は 3 年後、3 年ごとに開催するものとして決まっております。またそれぞれのビューローですとか事務局の役割を記載しております。

続いて 32 ページですが、この進捗把握の仕組みというのを先ほど示しました通り、これから築いていくものでございまして、次のページが分かりやすいかもしれませんが、それぞれのビジョン、戦略目的、ターゲットという定められたものに対してその進捗を測るための指標というのをこれから決定していくこととなります。このような指標に基づいて各主体の作業についても進められ、また今後評価がなされていくものと思います。

34 ページについては枠組みの改正と更新についての記載でございまして、残りはその他 ICCM5 にて採択された決議の概要を 35、36 ページで記載しております。こういったものは GFC でいくつかの要素についてのより詳細な内容ですとか項目、また今後の事項が記載されているものです。

また今後それぞれ、まだ積み残しといたしますか、先ほど紹介したような指標の最終化、そういったものも今後 37 ページにありますように、いくつか詳細を詰めていくようなものが残っている状況でございまして、これが GFC の概要となりますけれども、何度か申し上げていますように、国内におきましては今後、国内実施計画を策定し、またそれを実施していくという流れで進むものと思います。以上です。

(亀屋座長)

ご説明ありがとうございました。2020 年目標が未達成だったというのは少しショッキングなところですが、仕組みを変えて、新しい形で生まれ変わったものが出てきたというところがまずは大事なのではないかと思います。そういった中で、ターゲットの中に各主語といたしますか各主体がどういうアクションを具体的にとっていくのかといったところが今後の大きな課題になってくるとお考えかもしれませんが、この政策対話の中でも各主体の皆さま方が、どういったことをどこまでできそうかという議論をぜひ活発にお願いしたいと思っております。

内容はいろいろありますけれども、次の個別課題等のところも皆絡んできますので、一通りご説明を伺った後で、まとめてご議論をいただきたいと考えております。それでは続きまして、「個別課題 (Issues of Concern) の動向 (PFAS、水銀等)」についてということでお話をいただきます。事務局より資料 3 の説明をお願いいたします。

(環境省)

それでは資料 3 に沿いまして「個別課題(Issues of Concern)の動向(PFAS、水銀、鉛等)」と
いうことをご説明をさせていただきます。

まずこの個別課題、GFC の中では「Issues of Concern」という章が立てられておりまして、こ
ちらで化学物質のライフサイクルのあらゆる段階に関連する問題で、まだ一般に認識されてい
ない、十分に対処されていないもの、あるいは現時点の科学的情報から潜在的な懸念がある
もの、そして人健康や環境に悪影響を与える可能性を国際的な行動によって回避できる可能
性があるものというものをノミネートして、それを ICCM の会合で選定して、共同して作業
計画を策定していく、そのような懸念課題の選定と実施の流れが組み立てられているところで
ございます。

GFC にはこのようなノミネートから実施までの流れについて手続き的なところが付属書として
付けられているというものですけれども、この具体的な新たな懸念課題の審議は ICCM6 以降
ということなので、3 年後ということになりますが、それまでの間は SAICM の方で特定されてい
た新規政策課題を当面懸念課題として継続して取り組むということになっております。

ここで SAICM の方で取り上げられておりました政策課題というのが、ナノ材料の問題、ある
いは製品中の化学物質、電気電子部品製品の有害物質、塗料中の鉛、内分泌かく乱物質、
環境残留性医薬汚染物質、そして PFAS を含むペルフルオロ化合物の管理と安全な代替物
質への移行、そして毒性の高い農薬、こういったものが挙げられていました。

このように課題として、SAICM の方で取り上げられておりました PFAS について、どのような
取り組みがされていたかというところを 2 ページにまとめております。ICCM2 でこの辺関連の
決議がされまして、2012 年には OECD と UNEP の合同で Global PFC Group というものを設置
しました。日本からもこの検討作業には参加をしています。これらの活動の成果としてはまず、
2021 年に OECD から PFAS に関する用語の調整の提言や実践ガイダンスが出されていたり、
あるいは主要なグループに関する基礎的な情報をまとめたファクトカードを公表していたり、ま
た 2022 年には側鎖フッ素化ポリマーに特化して、現状やデータギャップなどを整理した報告
書を作っておりまして、こうした活動は今も引き続き行われていて、OECD が中心になって検討
されています。また、代替物質の入手性やプロファイルといった報告書も OECD が精力的にま
とめていて、まだ活動は継続されています。OECD のホームページでご覧いただけます。

国内の方の対応ですが、3 ページにまとめていますけれども、PFAS に対する総合戦略検討
専門家会議で環境省の方で設置しまして、国内外の最新の科学的知見、それから国内での
検出状況の収集・評価を行って、今後の対応の方向性の取りまとめを行っています。左側の
四角にまとめておりますのが PFOS、PFOA への対応ということをごさいます、これらについて
はすでに化審法等でも規制の対象になっているところをごさいますけれども、一層の管理の
強化、市中の在庫量の把握ですとかの管理強化、それから暫定目標値等を超えて検出され
ている地域について対応の手引きに基づく飲用ばく露の防止の徹底ですとかいうことを進め
ていく、それにリスクコミュニケーションのために、この後紹介しますが Q&A 集というものを作

成いたしました。また、今後も存在状況に関する調査を強化していく予定としております。

PFOS、PFOA 以外の PFAS につきましても、こちらは物質群を大きく分類して対応していく予定としておりまして、まずは POPs 条約で廃絶対象となっている物質について優先的に取り組みをしていく、また存在状況に関する調査の強化をしていくという予定にしております。また、それ以外のものについても、当面对応すべき候補物質の整理ですとか、存在状況に関する調査の強化というものが必要と考えております。

これら PFAS については、まだまだ知見が不足しているというところが多くございますので、国内において関連する研究を推進すべきというように、この専門家会議の方でご議論をいただきました。昨日ちょうど、この PFAS についての総合研究について、来年度予算で行う研究の公募を開始したところございまして、この知見収集の方をしっかりと開始をしていく取り組みを始めたというところでございます。

次のページに移っていただきまして、4 ページ目が PFOS、PFOA に関する Q&A 集ということで、基本情報、性状ですとか人の健康への影響、また対応と環境中の存在状況、そしてよくある Q&A に対する分かりやすい回答集みたいなものの作成をしております。本日参考資料の 3 と 4 という形で、この PFAS に関する専門家会議の報告書、この中に準備会合の方でご指摘いただきました各国の検討状況とかそういった情報についてもいろいろと参考情報で入っておりますので、ぜひ今日ちょっとご説明の時間が取れませんが、ご参照いただければと思っております。また参考資料 4 の方に Q&A 集をお付けしておりますので、ぜひ併せてご参照いただければと思います。

国内の対応状況、続きまして 5 ページに移りまして、こちら POPs 条約での近年の追加物質と、またその国内化審査での取り組みについて主にまとめております。COP9 ですね、2019 年の COP9 で PFOA とその塩及び関連物質が付属書 A(廃絶)に POPs 条約の方で追加され、COP10 では PFHxS、ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩及び関連物質が付属書 A(廃絶)に追加されております。また、先般開催されました POPRC19 ですね、今年の 10 月に行われましたが、こちらの COP に挙げていくための専門家会合といった位置づけの会合でございますが、こちらで長鎖ペルフルオロカルボン酸、PFCA と呼ばれる物質の付属書 A(廃絶)への追加が勧告をされておりますので、次の COP12、2 年後になりますが、そちらに挙げてくるものと考えられます。PFOA、PFAS 関係は以上ですが、厚労省様の方からもし何か補足情報などございましたらお願いいたします。

(厚生労働省)

厚生労働省です。準備会合の方で、厚労省の取り組みが見えないというコメントをいただきまして、関係部署にも確認をさせていただきました。現状、食品安全委員会の方で PFAS の一部、PFOS、PFOA、PFHxS までだと思いますけれども、評価を実施されている状況でございまして、そちらの結論が出た段階で関係部署が必要に応じて取り組みを進めていく状況と認識をしております。以上です。

(環境省)

はい、ありがとうございました。それでは資料の方 6 ページに進んでいただきまして、その他の懸念物質の動向でございます。関連する動向というところで、G7、今年 4 月に札幌で開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合の方で、汚染に関する章ということで化学物質に言及する内容が取りまとめられておりますので、こちらご紹介させていただきます。こちら 4 月の段階でしたので、9 月に予定されていた ICCM5 での野心的な文書の採択を期待ということでまとめていますが、他に UNEA の下での科学・政策パネルの設置へのコミットですとか、内分泌かく乱物質や PFAS による汚染防止・リスクの最小化、それに水俣条約の有効性評価のプロセスへの貢献ですとか、鉛の汚染とばく露の最小化ですね。これ日本でもキャパシティビルディングの協力を途上国で行っていますが、こういったものが G7 の環境大臣会合の方でまとめられたということでございます。

7 ページ進んでいただきまして、水俣条約の有効性評価のプロセスに貢献という決議申し上げましたけど、水銀に関する水俣条約の第 4 回締約国会 (COP4) では、水銀添加製品規制対象の見直しが議論されまして、電球型蛍光灯ランプなど 8 種類の製品の製造輸出入を 2025 年末までに廃止すること、それから COP5 で、ボタン電池や蛍光灯ランプなど 9 種類の製品の廃止期限が再度議論されまして、2025 年から 2027 年までの廃止というのが決定されております。具体的にどういうものについてどういう年限がっていうのが 8 ページにちょっと写真付きで出していますが、様々、電球型の蛍光灯ランプであれば、一般照明用、ワット数によりますが、最長 2026 年までですね、直管型の蛍光灯ランプについては、これも照明のタイプによりますが、2027 年ないし 2026 年まで、それに丸いタイプの蛍光灯ランプについては、これも 2026 年ないし 2027 年、それに電子ディスプレイ用の蛍光灯ランプについては 2025 年までといったような形で規制措置が講じられ合意されたということでございます。この会合もかなり難航した会合だったと出席者から聞いておりますが、日本から行った職員が共同議長を務めるなどして議論の取りまとめに貢献しております。

続きまして 9 ページ進んでいただいて、これ一番最近今月行われた科学・政策パネルの臨時公開作業部会ということで、IPCC ですとか IPBES といった気候変動それに生物多様性分野で行われてきたような、科学者とそれから政策決定者の対話の報告書の取りまとめといったことを行っていく場として今検討が進められているということで、かなり今回議論が進捗しまして提案、草案がかなりまとまってきたところだということに聞いております。下の方にこちらも真ん中に映っているのは環境安全課の職員でございますけれども、かなり議論に活発に参加してきたというところでございます。資料 3 につきましては以上です。

(亀屋座長)

はいご説明ありがとうございました。こういった個別の課題になってきますと、また次の会議でもですね、いろんな国からご提案が出てくるとも思いますし、その検討スケジュールなんかも合わせてですね、皆さまのご興味のあるところについては、適宜情報共有をお願いしたいと思います

います。ありがとうございました。

それからですね、本日はこれも事前の準備会合で出た話題でございますけれども、話題提供の話が1件ございます。続いてですね、総合地球環境学研究所の浅利様より「サーキュラーエコノミーと DPP (デジタル製品パスポート)」についてお話をいただきたいと思います。それでは浅利さんご準備よろしければお願いしたいと思います。

(浅利委員)

はい、ありがとうございます。では始めさせていただきます。「サーキュラーエコノミーと DPP (デジタル製品パスポート)」ということで、総合地球環境研究所の浅利よりご説明させていただきます。

まず私自身は、基本的にずっとごみの研究をしてきましたが、ごみや循環と化学物質というのも1つの研究テーマとして、ダイオキシン、それから水銀、重金属等々の研究、最近はあまり十分に研究としてはできていないですが携わってきた、そんな立場から話題提供させていただこうと思います。まだまだ不明瞭な部分もあります。もしご質問等あれば、この後の質疑でも結構ですし、「目指せごみゼロ (mezase530@gmail.com)」というメールアドレス使っておりますので、お問い合わせいただければと思います。

まず DPP ということで、まだピンと来ないという方も多いのではないかとということで、簡単にここでご紹介しておきたいと思います。デジタルプロダクトパスポート、デジタル製品パスポートということで、製品のライフサイクルに沿ったトレーサビリティを確保するために様々な情報が記録されたデジタル証明というふうに説明されます。デジタルというと、いろんな手段があると思いますので、後でその辺りも紹介したいですし、今日の議論というところではその様々な情報というところに、やはり化学物質の情報というのも入ってくると思っておりますので、そういった目線で見いただければと思います。これは循環型社会、循環型経済を構築するには欠かせないというふうに考えています。やはりこの分野もヨーロッパ、EU 等が先行的に制度化を進めています。そもそも循環型経済、サーキュラーエコノミーに関しても2015年に循環型経済移行行動計画というのを採択して以降、具体的な取り組みがかなり進められておりまして、また2020年には、新しい行動計画というのでも採択されました。それは持続可能な成長のためのヨーロッパの新しいアジェンダ、欧州グリーンディールの主要な構成要素の1つということで、ヨーロッパの環境行政の中で循環型経済というのが重要な位置づけにあるということがお分かりいただけるのかなと思います。例えば具体的な話で、特に日本の企業にも非常に大きな話題という意味でいきますと、2023年この夏ですね、7月には自動車の車両設計から生産、そして廃車に至るまでの過程で循環性を向上するという自動車設計、廃車っていうのが End of Life Vehicle ということで ELV と呼ばれておりますが、その管理における持続可能性の要件に関してかなり具体的な規則案の提案がなされています。その中では、様々な化学物質もそうですし、あと例えば再生プラスチックの利用なんかにも大きなハードルといたしますか、課題が課せられているというところでございます。こういった流れの中で、特に製品の流れをデジタル情報として共有

することを前提とした DPP 等の新しいコンセプト、新しい仕組みが提示されています。最終的にはあらゆる業界、あらゆる製品を対象に進めていくという構想ですけれども、直近ではヨーロッパの電池規則に即して車載電池を皮切りに開発、実装されるという形でかなりスピード感を持って進められているという認識であります。

そのような中、日本も負けてはいられないということで、SIP というプロジェクトがございます。このスライドでいきますと左下に SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)というロゴが掲示されておりますが、これは内閣府が音頭取りまして、省庁間の壁を乗り越えて、国の課題を国家プロジェクトとして取り組もうというような課題でして、その 3 期に入って、その中で「サーキュラーエコノミーシステムの構築」というのが重要テーマとして掲げられております。その中の 1 つとして、DPP の開発が国を挙げて取り組まれておりまして、今年からプロジェクトが始まっております。一旦 5 年できっちり社会実装しようというような、そんな流れで取り組みが始まっておりますので、これから世界を追い上げていく日本のプロジェクトが始まったというふうに認識していただければと思います。その位置づけといたしましては、左の四角にございますとおり「Society 5.0 における将来像」、その中で当然サーキュラーエコノミーというのが社会的にも十分に重要視されて、またしっかりとビジネスとして回っている社会というのが描かれております。ただ右の上でございますとおり、課題としては、そのためには動静脈の両方の企業が連携して、様々な情報を共有しなければ安全なサーキュラーエコノミーの循環を作ることはできないということで、この SIP の課題の中ではですね、下の方に図がございますとおり、グレーのところずっと物の循環が描かれていると思いますが、その中にサブ課題 A として、やはりまずそういった情報を市民・消費者が許容して、きちっとそれを元に製品選びをして、また使い終わった製品をきちんとリサイクルに出すということが必要でしょうし、その次のサブ課題 B のところは、ここはいわゆる静脈から動脈につなが部分かと思えますけれども、ここでもしっかりと回収して、その後 DPP の情報を活かしながら、より効率的な方向でまた動脈につなげる必要があると、そしてサブ課題 C の中で再びちゃんと動脈に戻していくという、この流れができなければいけないということで、このサブ課題 A、B、C と分かれて今プロジェクトが進められているところです。私の方では後で最後にご紹介いたしますが、サブ課題 A のメンバーに入らせていただいて担当しているというところです。

同じくこちらも SIP の目指すところのまとめ資料となっております。また細かいところはぜひご確認いただければと思いますけれども、この中ではデジタル化、それから再生材の高品質化、これにはおそらく化学物質をしっかりと管理できているかということも入ってくるだろうと思います。それからヨーロッパへの規制の対応等々、今回のこのプロジェクトとしては、まずプラスチックを主要なターゲットにしようということで進めております。プラスチックにも当然のことながらいろいろな化学物質が絡んできますので、どういったものを対象に見ていく必要があるのかということも今後の論点かと思えます。ぜひ皆さまからもご意見いただければと思っております。

より、その DPP を具体的にイメージしていただくということで、例えば今我々が取り組むとしているプラスチックの持続可能な資源循環管理を例にとったときに、どんな情報を共有してい

くのかということで図にしてみたのがこちらになっております。これは先ほどの図とはフローの示し方が違いますが、左の方に原料調達製造というのがありまして、ブルーの青字ですね、製品利用があつて、使用済みになってリサイクルされると、プラスチックの場合は残念ながら環境放出されるものもあつて、その制御も必要になってくるのですが、それぞれにステークホルダーがいまして、素材メーカー、製品メーカー、そして小売さん、我々消費者、そして全体をコーディネートするところに行政があり、それから動静脈をつなぐところにはリサイクラー・処理事業者という関係者がいる。全員がこれを理解して活用しないとこの循環は成立しないわけですが、その中でそれぞれ若干、必要とする情報が違ってくるのかなと思います。また共通しているのがやはり黄色の部分の素材に関する情報かなと思つておりまして、ここに化学物質の種類ですとか濃度、それから場合によっては適切な対応の方法とか、そういった情報も載せていく必要が出てくるのかなというふうに認識しております。

これちなみということで、私たちは先ほどの SIP の事業では、サブテーマ A というところ、消費者により近い部分を担当しておりまして、ここでは大きく 3 本柱で研究を始めております。まず 1 つ目は、消費者に日本版の DPP でどういった情報を提供すると皆さんがより適切な消費行動、廃棄行動をしてもらえるかというところの研究。2 つ目は、実際に、それはやってみてもらわないとちゃんとその DPP を活用していただけるのか、またそれでより良いと思われる製品を選んでいただけるのかというのは分からないので、そういうモデル店舗を作つていこうとしています。そして 3 つ目としては、そういう情報をきちんと得て、消費廃棄まで行うことが当たり前になる、そういう教育の方法を考えていこうかというようなことを考えております。万博が 500 日切りましたけれども、未来社会のまさに象徴ではないかと思つておりまして、万博の時に行つて、皆さんに体験いただけるように頑張ろうということで、関係者共々研究を進めているところでございます。

具体的には、どんな情報をどういった形で発信していくのかというあたりを今年度明けて 1 月末になりますけれども、SDGs 問答というライブ配信企画の中で議論する予定をしております。もしよろしければ是非我々の研究仲間と、あと先進企業と書かせていただいておりますが、例えば無印良品を展開されている良品計画さんなんかと一緒に実店舗でも取り組みを始めておりますので、その先端もまた皆さんにも知っていただき、いろいろご意見をいただければなと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。これは本当に消費者も主役となるプロジェクトですので、DPP 是非注目していただければなと思います。ありがとうございます。以上です。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございました。事務局並びに浅利さんに非常に簡潔にまとめてご説明いただきましたので、これから議論ということにしたいと思つていますが、最大 50 分ほど取ることができます。その際ですけれども、資料 1 の方でまとめていただいておりますように、論点として各主体のターゲットに応じたようなアクションの現状であるとか、課題であるとか、ステークホルダー間の連携であるとか、あるいは今もさつきご説明いただきましたけど、他分野のそういった取り組

みとの連携だとか相乗効果とか、そういったところを中心にご議論いただければ大変ありがたく思うところです。その前に、まずここまでの事務局および浅利さんの話題提供について、何かご質問とか確認しておきたいことがあれば伺っておきたいと思いますが、何かございますか。崎田さんどうぞ。

(崎田委員)

ありがとうございます。簡単に確認させていただきたいのが、今回の GFC のところでは化学物質と化学物質由来の廃棄物というふうにかなり明確に言葉がでているのですけれども、前の SAICM の時にはライフサイクルという言葉はかなり強調されていたのですけれども、その時にはその化学物質と化学物質由来の廃棄物というところまで明確にされていたのかどうかということの確認をさせていただきたいのが 1 点と、今の浅利先生からお話いただいた最後のところの、DPP(デジタル製品パスポート)のプラスチックの例をお話いただきましたが、例えばその 5 ページ 6 ページあたりの日本版での例を考えたときに、製品の中ではなくて、製品のどこにこういう情報を入れてメーカーや販売店から消費者に伝えるという様に今研究が進んでいるのか、消費者がその情報を手にするときに、どういうふうに出会うのかというあたりをもうちょっと具体的に教えていただくと嬉しいと思いました。よろしくをお願いします。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございました。最初の点、まず、事務局いかがでしょうか。

(環境省)

ご質問ありがとうございます。GFC におけるスコープと言いますか、対象範囲でこちらについては特にこの会期間会合の中で非常に議論があったところとして、化学物質と廃棄物という形にするか、化学物質とその関連する廃棄物とするかといったところで議論が多かったのですが、最終的にはその化学物質のライフサイクル全体だということで記載が落ち着きまして、それがその文書全体に適用されるということになりました。なので、ライフサイクル全体ということでは廃棄段階も含まれますし、あくまでそのフォーカスは化学物質の管理であるということになっております。ちょっと SAICM のところでどうだったかという部分については課長の方から。

SAICM の方の文書を今「廃棄物」でざっと検索してみたのですが、戦略文書だけ見ますと有害廃棄物という言葉はいくつか出てまいります。あと不法取引、不法輸出入の防止の項目では廃棄物も含めた不法輸出入の防止みたいところで、パーツパーツには出てきますが、今回の GFC のように、GFC はもう完全にすべての文言が「Chemicals and waste」というのがセットで出てきますが、そのような扱われ方は SAICM ではしていなかったということです。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございます。浅利さんの方でその製品のどこに化学物質の情報を入れ込む

のかというのを何か具体的な研究例等で分かりやすくご説明いただければということですが、いかがでしょうか。

(浅利委員)

これ実はいろんな方法がありまして、例えば情報の埋め込み方にもいろんな技術の開発が進められていますが、例えば今回の SIP を例に挙げますと、今 QR コードにいろんな情報を読み込めるようにしようという方向に進んでいます。でも分かりやすいのでいくと例えば衣類のタグですね、お洗濯の方法とか素材とか入っていると思いますけれども、ああいう形で各製品なので、今のこの図でいきますと小売などの事業者の手前、製品メーカーとの間ぐらいのところ一旦いろんな情報が集約されて、付加されるというイメージで思っただけだと思います。これは初期版だと思っただけの方がいいと思いますけれども、そんなイメージで思っただけだと思います。

(亀屋座長)

よろしいですか。

(崎田委員)

浅利先生ありがとうございます。今のお答えの発展形で追加の質問なのですが、今の製品のところでどういうふうという話がありました。そのあと使い終わってからリサイクルをしてその再生材がまたメーカーに戻るというときに、再生材にかなり情報が入っているということが大事だと思いますが、その辺はどういうふうに情報を具体的につなごうとしているのか、なにかそのような具体例まで研究が進んでいるのでしょうか。まだこれからということでしょうか。

(浅利委員)

まだこれからなのですが、例えば先ほど例に挙げた良品計画さんでしたら、いろんなものを製品回収されていますので、どういう受け皿をつくる、それは自治体の場合もあれば民間でされる場合もあると思います。そういった回収の受け皿単位でのおそらくタグ付けで、その後場合によっては素材とか、ものによってはその後もその QR コード等で分別とかを進める可能性があると思いますけれども、一旦受け皿自体も消費者が QR コードを読んで、こういうところを出せる、できればそこに地理情報とかもあって、居住地域によってこういう選択肢があるということが分かればなおよいと思っただけなのですが、当面インフラを整備するところと併せての流れとなってくるのかと思います。

(亀屋座長)

ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。いかがでしょうか。オンラインの方でも手が挙がっていないということですので、質問等を以上ということで。それでは具体的な中身の議論

に移りたいと思います。先ほども言いましたが、冒頭、事務局より資料 1 の論点ということであ
のご説明いただきましたけれども、この辺を中心にご議論をいただければと思っております。現
地参加の方はネームプレートを立てていただきまして、オンライン参加の皆さまは挙手ボタンを
押しいただければと思います。まず、中下さんからお願いいたします。

(中下委員)

はい、ありがとうございます。浅利先生のご報告は大変興味深いと私は考えております。と
申しますのも、今プラスチック製品についてどのような化学物質が含まれているかということに
ついて、なかなか私たちは分からないという状態なので、消費者として行動を取りようがないの
ですね。なんとか情報が分かるようにしてもらいたい。その上でちょっと申し上げますと、私ども
でやった例ですけれども、あの PBDE というのは皆さまご存じの通り臭素系の難燃剤ですけれ
ども、それは化審法で、ストックホルム条約で禁止対象になりましたから、化審法でも新たな製
造使用が禁止されております。ところが、リサイクル目的の場合は例外の扱いになっていて、
良いということになっているので、どうもリサイクルプラスチックに使われてしまっているのです。
PBDE を含むプラスチック素材が。そして、そういうものが市中に出回っていないかという調査を
私どもやってみまして、100 均のおもちゃを買いました。その中からやっぱり PBDE が検出され
ました。だから今度、このサーキュラーエコノミーはとてもいいことだと私は思っていますけれど
も、そういうことに全面的に社会的にみんなそういうふうになってくるとすると、これは有害物質
についてきちっと規制をして、再生材としても使われないっていう保証がないと、環境汚染につ
ながっていくのではないかと、リサイクルは環境にいいはずなのに、有害物質が環境中にもれ
なくみんな排出されてしまうと、各段階で。というようなこともあり得るわけですね。なので、ここ
が日本は全くその規制がないままに、プラスチックリサイクル法というか、プラスチック新法で
すね、資源循環法を作ってしまった。なので、プラスチック条約の中では、これ浅利先生に
ぜひご検討いただきたいのですけれども、UNEP がプラスチックの中の化学物質というレポート
を出してまして、技術レポートです。その概要版は短い 20 ページぐらいの版で出ております
ので、そのレポートの中で懸念される化学物質として 10 種類一応特定をして、対策を進める
べきだというような記載になっていると思いますので、そういうものが UNEP も今回のプラスチ
ック条約を作るにあたって、そういう条文をプラスチック条約の中に懸念される化学物質につ
いての禁止、あるいは削減というようなことを考えているようですので、ぜひ UNEP の報告書とか
をご参考いただいて、有害化学物質の規制というか、少なくともその情報は入らないといけな
いかなと思いますので、今のところをご検討いただければと思っております。特に私どもが心配
しているのは、POPS 条約については先ほどの PBDE も含めて新規製造使用は禁止されてい
ますので、そのぐるぐる回ってくるというのはあるとしても限度はあるというふうには考えていま
す。それだってもちろんなくしていかなきゃいけないということはあるのですけれども、一番心配
しているのは未規制の物質です。未規制の物質の中で、特に今私どもこの国際セミナーをず
っとこの間、内分泌かく乱化学物質についての国際セミナーをずっとやってきました。その中

で非常にショッキングだったのは、精子が半分以上減少していると、この 40 年間で。その原因物質として挙げられていたのが、日常的に使われているビスフェノール A とか、あるいはフタル酸化合物でした。いずれもプラスチックに対応されています。さらに精子だけではなくて、この間は卵子も影響が、傷ついていますすでに、というふうなお話がありました。その原因としても何かというと、やはりビスフェノール A やフタル酸化合物を挙げていました。もちろんその他にもありますけれども、この 2 つの物質はもう以前から内分泌かく乱作用があると、生殖への影響があるということが懸念されていた物質かと思えますけれども、それについて規制がない、今日本の現状では、これは厚労省にもぜひ PFAS もさることながら、フタル酸とかフタル酸化合物であるとか、あるいはビスフェノール A というのはプラスチックに含まれていますので、いっぱい使われていて、おそらくそれは家庭用品規制法で規制ができると思いますし、さらに PFAS については化粧品とかそういうものにも使われているので、またそれもぜひ家庭用品の、家庭用品ではないでしょうね、化粧品ですからこれも所管されているかと思えますので、食品安全委員会を待たないで、やっぱりやれることをやっていただきたいというふうに思っております。

もう 1 つだけ、ちょっと私の意見を申し上げたいところですけれども、先ほど化審法で、ストックホルム条約で規制されたものは、まず日本法として適用させるために化審法で指定化学物質にします。それによって新規の製造使用は禁止されます。ところが使用中のもの、在庫、それから廃棄物、この分野については化審法では対応できていないので、廃掃法になるかもしれませんが、廃掃法になった時には廃棄物が対象ですから、使用中のものやさらに在庫は対象にならない。だからここが、穴が開いています。法規制の中で。私が思うに。化学物質はライフサイクル管理です。ですから、この使用中の化学物質の管理、在庫の管理を含めた一貫性のある法整備が必要だと、私は水銀条約、水俣条約を受けた水銀法ですね。あるいは PCB 廃棄物特措法、これはこのつなぐ部分を法制化したものとして評価をしています。法制度の枠組み自体。そこへ、これから先ほど吉川さんからもお話になっているように、対象がかなり増えてくるわけですね。ストックホルム条約で対象になってくるのが、PFAS の種類も増えてきますが、UV328 みたいな紫外線吸収剤まで入ってくるわけです。そうするとその管理というのを、まず使っているものをどうするのか、在庫をどうするのか、その辺の手当てをできるような枠組みを、まず法的枠組み、この GFC でいうと A ですね、戦略目的 A のところをぜひ整えていただきたいというふうに思っております。以上です。

(亀屋座長)

ありがとうございました。本当に今のお話は、規制の話とデジタル化を導入する話と両方混ざっているような気もしますが、例えば、もう市中に出回っているものには、これから新たにデジタル情報を入れるわけにもなかなかいかないですね。かつ一方で、規制がかかってしまったものは、もうそういった対象物質が入ってこないっていうのもありますけれども、その辺はどのようにお考えですか。

(中下委員)

入ってこないっていうのは、もう入ってこなくなるのであれば、規制がちゃんとして、それは構わないのですが、表示は入れといてもらった方が、表示されないと思いますけど入ってなければ。そうすると分かりやすいので、それ調べて出てきたら大変ということにもなると思いますから。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございました。誰がどこまでできるのかって、これからいろんなところで議論していかなきゃいけない話かもしれませんが、何か今のご意見で皆さまから関連のご意見ありますか。よろしいですか。

それでは他のご意見でもあれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。はい、中地さんどうぞ。

(中地委員)

中地です。GFC の概要についてご説明いただきましたけれども、戦略目的とターゲット、それと実施メカニズムっていう 2 点についてちょっとご質問並びに意見言いたいのですが、その戦略目的として、今まで SAICM の場合は 2006 年に実施計画を作って 2020 年目標という 15 年かけてやってきたわけですがけれども、今回の GFC は、とりあえずのところ 2023 年に決めて、2030 年ないしは 2035 年ということで 10 年足らずの間に目標を達成していこうという戦略目的が立てられていて、次回の会議が 3 年後という話でいうと、もう半分ぐらい時間が経った時に具体的な取り組みについて決めるみたいな、時間的なスピード感というのは少し遅いような気がするので、その辺どうお考えなのかということと、当然 3 年後までには日本国内で国内実施計画を作るとか、というようなことも進めていくというお話で、その 26 ページの実施支援メカニズムというところで、国内実施については、国内実施計画を策定するというのと、国内フォーカルポイントを設置するみたいなことを進めるっていうふうに書いているので、その辺を環境省なり、政府としてどういうふうにご考えておられるのかというようなことを 1 つお聞きしたいのと、もう 1 つあの戦略目標の日本語訳で、その「政府は」とか、あるいは「全ての政府は」とか、「全ての国は」という形で少しずつあの文言が違うのですが、その辺ちゃんとした英文を読んでないので私としてはよく分からないのですが、その辺の主語の違いというのはある程度議論されたのかどうかということも含めてご説明願いたいと思います。以上です。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございます。事務局から、よろしいですか。

(環境省)

中地先生ご質問ありがとうございます。まさにご指摘の通り、今 2023 年が終わろうとして、こ

ここで目標が定まったのが 2030 年までというのが最初ということで、確かに間がないというところでございますし、また次の会議が 3 年後ということで、それが来るまでにちょっと時間が要しているというところでは、私どもとしては、少なくとも国内の実施計画というか、国内でどう取り組んでいくかというのは、今決まっているターゲットを踏まえまして、早急に関係省庁連絡会議等の枠組みの中で議論し作り上げていかなければと改めて思わされているところでございます。こちらの主語に関しましてですが、大まかな場合分けはございまして、例えば先ほどの全ての国また政府というところで、「全ての国」とあるのは A6 のところですが、ポイズンセンターへのアクセスを有するというところでは、ここで政府がアクセスを有するというのはちょっとおかしいので、その国の中でポイズンセンターがしっかり整備されるという意味で、全ての国としているというところ。ちょっと B6 の「全ての政府」というところは、ここは「政府」でもよかったのではないかなと個人的には思いますけれども、そこまでの明確な何か書き分けの意味はないと思います。25 ページには関係主体ですとか、部門と書いてあるものについて一応書き下したものを記載しておりますので、併せてご参考にしていただければと思います。以上です。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございます。それでは樋田さんの方からお願いします。

(樋田委員)

詳しく説明いただいてありがとうございました。とてもいい資料だと思います。私の方からは 2 点、質問というか意見を言いたいと思っているのですが、PFAS の問題について OECD は非常に広い範囲の PFAS を範囲に含めるような定義をしました。私はこれすごく斬新的ですが、ばらばらな取り組みだと思っています。個々の物質の毒性の検査というものが間に合わない中で、包括的にとりあえず一括りとして危ないものかもしれない、安全が確かめられてから使うようにしていこうというその姿勢はとても大事なのですが、それは今回のフッ素化合物だけに限っていいのだろうか。ということをお話したいと思っています。私たちは DDT から始まるダイオキシンへの有機塩素化合物、そして耐火とかそういった防燃剤なんかの臭素化合物、そういった有機ハロゲン化合物でこれまで散々苦しめられてきたわけですね。そういった意味で PFAS のフッ素化合物に限ってこのような包括的な対応ということではなくて、もう少し「有機ハロゲン化合物」ということに広げて対応の目を、それから監視の目を広げていく必要があるのではないかと意見を伺って、提言させていただいて、ぜひ国際会議の中でも、もしかしたら危ないのではないかとこの視点を日本から発信できるようにしていただければと思っています。

それから 2 つ目ですけれども、特に GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) ですが、表示の問題で、有害性の表示は GHS に依拠してラベリングとか表示がされていくということが決まっていますが、実は消費者のところには GHS の表示は届かないです。「一般消費者が日常的に使うものには表示しない」というふうに、これも国際的に決められてしまっている。そのために消費者としては、例えばいろんな工場で有害化

学物質として、今法律が変わってリスクアセスメントをして、従業員が使わなきゃいけないような化学物質、それがそのまま一般家庭で、一般家庭向きに売られているときには GHS 表示がなく、リスクアセスメントもメーカーがやったこと限りで、一般家庭では何も気兼ねなく使われているという状況が生まれてしまっています。こういった GHS が必要な化学物質がここにあるという情報が消費者のところまで届くことによって、有害化学物質の使用というのはコントロールされていくとか注意されていくというふうになるべきだと思っていますので、一般家庭向けに GHS を適用しないということに対しても日本として国際的に意見を言っていたきたいなというふうに考えています。以上 2 点です。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございました。最初のご意見ですけれど、そのフッ素化合物全体を網かけた方がいいのではないかというご意見なのかなとも思ったのですが、ハロゲン全部というお話もありますが、そうするとかなりの物質が含まれると思います。例えば、薬なんかでも結構塩素系のものがあつたりしますので、その辺、具体的に物質じゃなくて、とにかく、もう塩素が含まれていけばだめ、フッ素が含まれていけばだめ、そういう考え方で管理していくべきだというお考えでしょうか。

(樋田委員)

有機塩素化合物とか有機ハロゲン化合物は使われていますから、一気にだめってということにはならないと思います。ただ、注意すべき物質として、他の物質よりは特段の安全性の監視義務とか、それから化審法の審査の時にも自動的に挙がる仕組みとか、そういったような有機ハロゲンというのは普通の化学物質じゃない、生き物が生物として作り出してこなかった化学物質を人間が作ってしまっているというその特徴の点を捉えて、生物由来の化学物質ではないものを、人間が作ったということをもって、特別の管理をするという項目をまず条項の中に増やしてほしいという内容です。

(亀屋座長)

例えば、生体内の蓄積性をもっとちゃんと他の物質よりは詳しく調べるとか、そういうような意味合いですね。

(樋田委員)

はい。

(亀屋座長)

分かりました。ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。橘高さんお願いいたします。

(橘高委員)

はい私からも 2 つお伝えしたいと思います。まず第 1 点目については、プラスチック条約との関係です。GFC とまたプラスチック条約というのは別の観点なのかもしれませんが、今プラスチック条約の中でもプラスチックに含まれる有害化学物質の規制をするかどうかということが議論になっていると理解しております。日本の代表団はプラスチックにおける有害化学物質規制の観点からご発言いただいているのだろうかということを懸念しております。今日のデジタルパスポートのお話の中でもありましたけれども、やはりプラスチックの素材の中に含まれる有害化学物質もあります。それは必ずしも POPs 条約で対象となっている化学物質だけではないと思いますので、やはり化学物質全体を考えるという意味では、プラスチックに含まれる有害化学物質の問題についても世界的に削減に取り組むべきだと思いますし、それに対して日本政府としても発言をしていただけたらと思います。

第 2 点につきましては、この政策対話の在り方についてなのですが、やはり今年度 12 月と 2 月のように、いかにも年度の終わりに押し込められたという感があります。第 6 次環境基本計画の見直しに間に合うタイミングでやっていただけませんかと前回の第 17 回政策対話でお話しました。いろんなご事情があるということ推測するのですが、やはり化学物質と環境の政策対話を意味ある場とするためにも、すでにある政策とどうつなげていくか、開催のタイミングをどうするか、そういったことも含めて、GFC に係る取り組みをやっていきますと ICCM に報告するための、実績を残すためというだけではなく、意味のあるものになるように、開催方法、時期等もご検討いただければと思っております。以上です。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございました。私の印象ではプラスチックの中の添加剤だけを何か特別視しているような感じというのはあまり受けないのですが、やはりそういう印象をお持ちですか。プラスチックだけ何か、有害化学物質が目をつぶられちゃっているところがあるのではないかなというような、そういう印象で捉えられているのかどうかというのをお聞かせいただければと思うのですが。

(橘高委員)

目をつぶられちゃっているというのは規制がされていないということですか。

(亀屋座長)

他のいろんな化学物質がありますけれども、いろんな化学物質は別にプラだからとか、プラでないからといって、何かこれだけちょっと後にしておこうとか、先に検討しようかって、そういうスケジュールにはなっていないと思います。

(橋高委員)

ただ現実に大量に使われていて、それが問題になっていて、それが原因で先ほども中下委員の方からも紹介ありましたけれども、生殖機能に対して影響が出ているのではないかっていうような大きな問題もある中で、そこに対する規制がされていません。もちろんプラスチックの添加剤の中、添加剤だけじゃなくて、いろんな形で使われていると思いますが、そこに対する規制は現にされていないわけですよ。特にプラスチックについては、リサイクルの中で有害物質が循環しているという問題もあって、それを解決するためにはやはり 1 つの国だけでやっては無理なのではないのでしょうか。というのもあってやはりその点で条約での規制が必要なのではないかという問題意識です。

(亀屋座長)

製品として循環しちゃっているところが結構大きな問題だという、そういう視点ということですね。

(橋高委員)

はい。

(亀屋座長)

よくわかりました。ありがとうございます。中下さんお願いします。

(中下委員)

要するにプラスチックは循環する、資源循環という形の法律ができたのに、有害物質規制されていないので問題だと、しかもやっぱりリサイクルを前提とすると、いくら化審法で規制しても再生品に入ってしまう、これも問題。この 2 つの問題は優先順位が高いのではないかと、サーキュラーエコノミーを作っていく上では、と思っています。

(亀屋座長)

質問させていただいて大変よく勉強になりました。そういう問題意識が非常に強いということがよくわかりました。ありがとうございます。崎田さんどうぞ。

(崎田委員)

ありがとうございます。今のサーキュラーエコノミーの流れの話なのですが、私は今、環境省の循環型社会部会の元で実施している循環経済に向けた脱炭素化、具体的には静脈と動脈をどうつなぐのか、そういう時に素材の情報をどうつなぐのかというような検討の小委員会に入っています。それはもうほぼ収束に向かっているのですが、そこに参加しながら、素材情報をつなぐための話はかなりいろいろ具体的に出ているのですが、そこに含まれ

ている化学物質情報をどうつなぐかっていうことも大事だという文言は入れていただいたのですけれども、具体的なところはこれからの審議踏まえ、これからのいろいろな化学物質分野の審議とか色々なものを待って考えていくというような言葉が入ったのですね。色々な今の制度を新しく変えていこうというところで連携をしていくことが大事なんじゃないかというふうに感じております。例えば今プラスチックの話が出ましたが、それだけではなくてとにかくメーカーから消費者に行き、消費者から排出されてリサイクラーに行き、リサイクラーからもう1回再生資源としてメーカーに回るというその中に、素材情報と化学物質情報をきちんと含めて資源を回していくという様に社会みんなで変えていくにはどうしたらいいかということを検討し始めているのが今だと思いますので、どうしたらお互い一番いいのかということをお互い考えていければいいなと思っています。どうしてかという、やっぱり産業界の方もそこまでやっていかないと世界に流通させる商品を出せないということをお互い分かっておられるはずなので、日本としてはどうするかということはお互い一緒に考えていったほうがいいなと思っていますので、ぜひそういう今いろいろな課題は出てきましたけれど、とにかく皆さまで自分たちのできる範囲の課題はどこかというのを出し合いながら、日本の化学物質情報を含めたサーキュラーエコノミーを早急を実現させていくには、どういう課題をどういうふうに乗越えたらいいのかという、そういうような流れができていくといいなという印象は持っています。よろしくお祈いします。私自身も消費者として何をすべきかなど、いろいろそういうところで考え発言しております。私は環境学習とかリスクコミュニケーションを実施している人間なのでそういうところからやっいていこうと思いますけれど、まずはそういう情報をどう社会全体でつながって、静脈と動脈が産廃系のもの含めて回っていく大きなものと、地域循環のような形の小規模な、でも地域活性化につながるようなものと、何かいくつかのパターンは違うなと思いますけれど、何かそういうところをみんなで考えていけるような輪をちゃんと作っていければというふうに思っています。よろしくお祈いします。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。橘高さんどうぞ。

(橘高委員)

すいません。今日是对話の場だというふうに理解して参加しています。先ほど私が2つお伝えしたことについてご質問は返ってきたのですけれども、それ自体に対して何もなくてスルーされているようにちょっと今感じてしまっています。プラスチック条約の点についても問題意識は共有していただきましたということは理解したのですけれども、なんかこう対話になっていないのではないかなと思います。この政策対話の開催のタイミングとか在り方についても、私としてはボールを投げたつもりなのですが、ブラックホールに吸い込まれたかのように思っています。お答えがいただけると、対話をしていただけるとありがたいというふうに思っています。

(亀屋座長)

はい大変失礼いたしました。政策対話の回数の方の話からしますと、私も事務局と話をしている「毎月やってもよいのでは」と、そんな乱暴なことまで申し上げたこともあるのですが、どんどん情報が変わっていきますので、やっぱりもう少し私個人的にも、もっと細かい頻度できたらいいのかなと、自分の首を絞めるかもしれませんが思うところはございます。ご参加の皆さまがその辺どういうふうに、どのくらいの頻度でやりたいと考えられるかということにもなるのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

(環境省)

ボールをきちんと受け止めさせていただけなくて申し訳ございませんでした。まず政策対話の開催回数の件は、もともと設置要項の方には9月頃とそれから後半1月頃ということで書かせていただいているにも関わらず、1回目が12月という形になってしまったことは、本当にこればかりは私どもの不手際でございまして、お詫びするしか方法がないといえますか、言い訳を申し上げると9月はまさにこのGFCの交渉で非常に大変な状況にあったということで、結構この交渉は私も高木たちと一緒に行ったのですが、2週間近い交渉だったのですが、連日深夜まで、最終日朝8時に始まりまして翌朝10時半ぐらいまで議論をしておりました。そこまでいってようやく「Chemicals and waste」についてもみんな諦めがついたりとか、本当に最終日までいろいろ決まらなかったりして、その後もずっとクリーンテキストが出なかったのですね。いまだに実は出ていません。アドバンス版だけが今月に入ってようやく公表されましたと、確か今月だったと思います。私どももできればこの政策対話を、9月にできなかったのは本当に手続きとか、入札とかいろいろなものが間に合わなくなったという情けない話で申し訳ないのですが、せっかくSAICMの次の枠組みが出てやるのであれば、その中身も含めて情報提供したいと思っておりまして、なかなか事務局の方が出てこない、実はGFCの名前も変わりそうになって、さすがに参加者みんなでおかしいだろ事務局とか言って抗議をした人々がいたようなことも実はございました。ちょっと回数を増やせるかどうかというのは私どもも正直難しいなと思うところがあるのですが、せめて開催頻度のスパンがお約束しているスパンになるように、しっかりと来年度の発注の方は手際よく進めてまいりたいと思っております。回数を増やすべきかどうかというところは、それこそこのGFCの枠組みをちゃんと作っていかねばいけないので、その議論の枠組みのあり方なんかもこれからちょっとこの場でご意見いただきながら、こういう形以外の例えば何か作業部会とか意見交換の場とかを設けるなど、何かしらちょっとご相談をさせていただけるとありがたいと思っております。まだ実は関係省庁連絡会議すら開催できていない、なぜならクリーンテキストができていないからということがあるのですが、ちゃんと進めてご相談してまいりたいと思っております。

おっしゃっていたプラスチック条約の中での代表団の観点とかそういう点についてはですね、実は高木がこのプラスチック条約の交渉団の方に入って、化学物質のボールが出たら拾えるようにということで参加しているのですが、なかなか今回の交渉、ちょっと言える範囲でお願い

します。

ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。すいません一応待機はしていたのですが、非常に重要な点ご指摘いただきましてありがとうございます。プラスチックの中の化学物質というのは非常に大きな問題としてプラスチック条約の政府間交渉会合でも取り上げられておりました。また先に GFC との関係についてのご質問がありましたので言いますと、GFC で扱う範囲というのはまだ条約とかそういうもので対応されていないけれども、何かまだ懸念がありそうだというものについてフォーカスしていくものですので、プラスチック中の化学物質というのは今回条約上で今考えられ始めましたので、そちらが主戦場というか、そちらでまず対応していくというところになっております。一方でこの GFC では資料 2 の 14 ページでボン宣言というものを紹介しましたが、ボン宣言の中でそのハイレベルのコミットメントの 1 つとして「適正管理の推進に向けたコミット」の中で、7 ポツ目ですかね、プラスチック汚染条約の策定プロセスへ我々参加しているみんながしっかりと関与していこうという形で決意表明をなしているというところでした。これが 9 月ボン宣言で、その後 11 月に第 3 回の政府間交渉会合がありまして、私も化学物質担当という立場で参加してまいりましたし、化学物質の議論になれば私も発言をしておりますのでご安心いただければと思いますが、特に公の場の発言だけでなく、会合の合間とか、そういう非公式の中でも各国の化学物質担当ですね、だいたいこの ICCM5 に出られていた方が同じ化学物質担当としてまたプラスチック条約に出ているということで、ボンで 2 週間深夜まで濃密に過ごした間柄ですから、いろいろプラスチック条約の交渉の時も、どういう形で国際的なプラスチック中の化学物質の規制というのを考えていったらいいかというのはいろんな意見交換をさせていただいておりますし、またそれが次の 4 月ですね、その会合においても続いていくというところですので、見守っていただき、またいろいろご意見を今後もいただければと思います。よろしく申し上げます。

(亀屋座長)

富田さん、お願いいたします。

(富田委員)

はい、ありがとうございます。連合の富田でございます。私からはですね、SAICM から GFC に変更された点につきまして、今後の国内計画を策定していく上での課題を一点提起させていただければというふうに思います。私ども連合において化学物質に係るこの基本的視座はやはり労働安全衛生となります。今回策定されました GFC はターゲットの D-7 において、ここに関係主体は 2030 年までにサプライチェーンにわたり効果的な労働安全衛生慣行と環境保護措置の実施をするということが明記をされてございます。これを全ての職場で実践をしていくためには、やはり安全衛生教育が大変重要となりますが、私どもの調査によりますと、この安全衛生教育に関する課題としては、形式的で内容が身につかないといったものが全体の 4 割を占めておりますし、その他にも法定の教育だけしか行われていない、パートなどへの教育が行

われていない、それから正規でも受ける人が少ない、さらには管理指導をする人がいないといった問題点が挙げられております。職場の安全意識を高めていくためには、適正な管理者のもとで雇用形態にかかわらずすべての労働者に対して丁寧な周知教育を進める体制の整備が必要だというふうに思いますので、計画策定の中ではこうした観点も入れていただけるとありがたいと思います。またサプライチェーン全体にその効果を波及させていくためには、関係各主体に安全衛生を推進する人材と職場の実態を確認する場が備わっていなければリスクコミュニケーションも成り立たないというふうに思われます。とりわけ中小企業においては、一人一人がマルチタスクを抱えているということもあって、なかなかこの安全衛生までには手が回らないといったような声も聞こえておりますので、こうした人材育成をどのように進めていくのかということも含めて課題の中で、そうした課題も明らかにしていただければありがたいというふうに思っています。この課題におきましては労働組合も当事者でありますので、事業者内の教育に参画していくほか、教育対話の機会と十分な投資が行われますよう、対話と情報交換が行われ行動につなげていけるように働きかけてまいりたいというふうに思います。以上よろしく願いいたします。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございます。労働安全関係は本日厚生労働省の担当者が出席されてますか。もしいらっしゃらないなら厚生労働省の担当課にお知らせいただくとか、そういった形で対応ということで。五箇先生が挙手されているようです。

(五箇委員)

よろしいでしょうか。私自身はこの委員に参加するのは初めてなので勉強させてもらいながら聞かせていただいていますけども、生物生態学者としての意見になるのですが、課題全体通して生物多様性というキーワードがあんまり触れられてないというのがちょっと気になります。特に PFOS、PFOA という物質に関しては環境中における動態とか、あるいは野生動物体内における蓄積なんかやっばり調べられて議論されているところではあるのですが、実際にそうした残留や蓄積がどのような形で生物個体あるいは個体群、あるいは生態系といった部分に影響が及ぶかという定量的なデータ、科学データが全然不足しているということで、ある意味ちょっと噂的な形でリスクが議論されているところが大きいと、こういったところは我々が課題としている生物多様性の保全という観点からも実はちょっと大きな問題じゃないかというふうに考えているところです。実際国内やあるいは国際的にも目を向けても農薬を含めて化学物質の現行の生態リスク評価そのものは短期間ばく露による急性毒性データがこれまでメインとなっていて、長期的なばく露や蓄積によるライフサイクルレベル、あるいは個体群レベルでのリスク評価というのは相当まだ遅れているという状況で、逆に言うとそういった状況の中でこういった環境中残留物質というものが、どんどんまだ新しくもできてくるしこれまでも流通しているという中では、そういった環境中長期残留物質といったものの生態影響評価というのはほとんど

どできていないと、追いついていないということが環境政策としては大きな課題なんじゃないかというふうに考えられますので、ある意味ちょっと生物多様性という観点からの議論というものももう少しと深めていただきたいなというふうに思いました。以上です。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございました。先ほどの労働安全衛生の関連の話題ですけれども、厚労省さんオンラインで入っておられるということで、何かありましたらご意見いただきたいと思いがいかでしょうか。

(厚生労働省)

厚生労働省の安井の代理で出席をしております高村と申します。よろしくお願ひいたします。先ほど連合の富田様からいただいたご意見について、ご意見をいただきましてありがとうございます。1点ですね、厚生労働省としては昨年、関係政省令の改正を行いまして、危険有害性が分かっている化学物質を製造、それから取り扱う事業場においては、化学物質管理者という管理をする者の専任ですとか、それから化学物質に関する取り扱い等に関する教育を、その管理者については教育に関することもやるということで、新たな化学物質規制、管理の制度を導入しているところでございます。いただいたご意見というか課題につきましては、この新たに導入いたしました化学物質管理の適切な履行ですとか、運用の中でも対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございました。ちょっと順序があっち行ったりこっち行ったりになっちゃいますけど、生物多様性のことについては、この ICCM の会議の方で何か特別触れられている部分とか、そういったところがあるのかないかご紹介いただければと思います。

(環境省)

はい、ありがとうございます。五箇先生ご質問ありがとうございました。ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通り確かにそのターゲットの部分で明示的に生物多様性という部分があまり触れられてないというところはそう見てとれるところではございますが、まず資料 2 の 18 ページの序文のところに行ってくださいまして、もちろんこの GFC の目的としては環境と人の健康を保護するためであるというところで、そういった人の健康プラス環境生態系といったものも含まれますし、また三大危機として、気候変動、生物多様性の損失、また汚染に対応するために連携と調整を強化していくということにも触れられています。また、生物多様性全体については生物多様性条約ですとか、昨年まとめられました昆明・モントリオールの新たなフレームワーク、その中で特に化学物質についても農薬ですとか、化学物質に対する生態、生物多様性のリスクを半減させるといったような新たなターゲットも作られていますので、そういったものとこの GFC

の枠組みがどう連携していくかというのも今後考えられていくところとなっております。具体的に言いますと、それが資料2の35ページのところにありまして、ICCM5で採択された決議というのがございます。こちら決議の4番目の「国際協力と連携」というところがございます、事務局にこの昆明・モンリオール生物枠組みとのリンクに関する報告書の作成を要請しているという決議がなされました。この決議に基づきまして、今後新たに生物多様性の中での枠組み、そこでの特には化学物質、農薬に関しての生物多様性リスクへのターゲット、そういったものといったものこのGFCがどう連携していけるか、というものを今後さらに検討していくものと思いますので、また改めて進捗についてお伝えできればと思います。以上です。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございます。50分も時間がありますと言っておきながら、もう時間が来てしまったのですけれども、プラスチック条約1つとっても非常に大きなテーマでもあるので、よりやっぱりどういう議論をしたいかとか、どういうステックホルダーの方にどんな意見が欲しいかとか、その辺もまた次回に、また事前にご意見を伺う準備の会合があると思いますので、そういったところで、忌憚なくこういった議論がしたいということをお願いして、また次に行かせていただければというふうに思いますので、そんな形で、今日のご容赦いただければと思います。村山先生の方から何か、今日ございませんでしょうか。

(村山委員)

はい、ありがとうございます。次回が近いのでまた議論できると思うのですけれども、運営の点で1つお願いというか確認なののですけれども、前回の第17回で、コロナ禍を経て久しぶりに開いたときに、議論したこと1つとしてディスカッションペーパーを作るということがあったと思います。今日も前回の議事録は配られていて、これは公開されていて、40ページ近いものなのですけれども、これを全部読むのはなかなか大変なので、やはり要旨をまとめていただいて、少なくとも委員の中では共有をしていくということが、今後の議論につながると思っています。可能であればそれについても公開をお願いしたいというふうに思いますが、要綱の中では議事録または議事要旨となっているのでどちらかということなののですけれども、可能な限り両方公開をしていただいて、要点がすぐ分かるような形にした方が、今後の議論につながるのかと思います。お願いします。

(亀屋座長)

はい、ありがとうございます。今日はGFCという非常に大きな枠組みの話でしたので、なかなか具体的な議論ができなかったこと、大変申し訳なく思います。また、今も出ましたけれども、そんなに遠からず近い日程で次回が予定されておりますので、ぜひまたそちらの方でご活発にご議論させていただければというふうに思います。ということで、時間が来てしまったということで、今日これで閉じさせていただきたいと思いますが、最後に、今日これだけは次回に向けて

て言っておきたいということがございましたら伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では事務局どうぞ。

(環境省)

今、村山先生からご指摘のあったディスカッションペーパーでございますが、私ども、すみません、公開を前提としてまとめたのかどうかというあたりが判然としなかったので、今回公開されている議事録の方を添付させていただきました。今日、もしこれからディスカッションペーパー、今日の議論についてまとめるとしたら、それは公開を前提ということで皆さまご確認いただいて、ホームページに掲載することにご了承いただけるのでしたら、そんな形で処理をしていくこともできるかと思いますが、その辺、委員の皆さま方のご意見といいますか、ご確認をいただくと大変ありがたいです。事務局として。

(亀屋座長)

はい、議事録の方はかなり細かく、ニュアンスも含めて公開されますので、ディスカッションペーパーはその趣旨が損なわれないように要約するというものだと思いますので、作成後、今日ご出席の皆さまにご確認いただいた上で、公開するという決を採るといふか、皆さまのご意見を伺っておいてよろしいでしょうか。はい、じゃあそういう形で取りまとめをさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは時間が来ましたので、これで私の進行は終わらせていただきたいと思います。事務局に進行をお返しします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

亀屋先生、どうもありがとうございました。本日の内容につきまして、追加でコメント等ございましたら、来年になりますが1月17日をめどに事務局の方までメールでご連絡をお送りいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題にも挙がりました本日の議事録につきましては、取りまとめ次第委員の皆さまにお送りさせていただきますので、こちらもご確認をどうぞよろしくお願いいたします。

次回の政策対話は2024年2月28日を予定いたしております。

次に傍聴者の皆さまには、会場の皆さまにはこの後ご退出いただく際にアンケートを配布させていただきます。ウェブ配信の方にはウェブからの退出の際にアンケート画面が表示されますので、ぜひご記入いただきましてご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第18回化学物質と環境に関する政策対話を終了いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

以上